の頃伊方にきて、「放射能にあたれば色が白くなる。」「温廃水で魚介類がよく育つ。」「放射能は出たくても出られない」等と地元住民を誑かしたのはいったい誰か、みな専門家ではなかったのか、専門家といえども、四国電力や被告国側寄りであれば、「百害あって一利なし」である。伊方二号炉で地元住民が、学者も弁護士の援けをかりず「専門家のウソを、住民の常識で暴く」べく裁判をすすめているが、いくら専門が違うとはいえ、地元住民より、はるかに常識豊かなはずの裁判官が、素人だからといって司法判断を避けようとするのは。この裁判の原告たる住民が念頭にないからではあるまいか、そう言いながらスリーマイルの大事故については、ちゃんと国の意見に追従した判断をしているのである。（以下次号）

勉強しない裁判官の危険性

白鳥紀一（会員、物理学者）

伊方原発についての高裁判決は、スリーマイル島原発事故はＥＣＣＳを止めた技術員の人為的ミスだという断定を基礎としている。「人為的ミス」という為には、その操作がその時点での技術的常識や操作手引書に反している、ということでなければならない。しかしそれは事実ではない。

スリーマイル島原発事故の起きた1979年の時点では、加圧器を満水にしてはならないというのが常識であって、操作手引書にもそれが最優先事項としてあった。だから、事故発生後２時間たって所長以下の幹部職員が会議を開いても情況が把握できなかったし、６時間後には原子力安全委員会の係官が注水中止を指示したのである。実はその時原子炉水位は下がっていたのだけれども、それはわからなかった。信頼できる原子炉の水位計は現在もできていないのだという。

スリーマイル島原発の事故は、当時の手引書と常識に沿って行った操作の結果起きたのであって、結果の当否はともかく、「人為的ミス」といえる様なものではない。日本物理学会は84年４月にスリーマイル島原発事故を主題としてシンポジウムを開いたが、能沢原研副所長、久米阪大講師を含め、出席者の意見は上記の点について一致している。原告被告双方の議論を聞きながら操作手引書を調べるのは通常の理解力があればできることであって、技術的素養を特に必要としない、ということに注意しよう。

高松高等裁判所は、原告控訴人側の度々の申立てにもかかわらず、これらの点について弁論を行い、実情を把握しようとはしなかった。そうではなくて、被告政府側の申立てを無批判に採用して、本来果すべき、かつ果すことのできる、責任を回避したのである。それは明きらかに、三権分立によって権力の濫用を避けようとする憲法の理念に反することである。

会計報告（85. 2/5 ～ 3/5）

収入	
会費	20,000
ニュース購読料	76,150
「判決」売上金	16,000
コピー代金	6,930
高松高裁還付金	29,326
計	148,406
支出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	790
郵送料	20,860
会場費	3,000
「判決」印刷代	220,000
ゼロックス・リース料	14,300
計	289,950
差引	−141,544
積立金合計	1,053,861

伊方訴訟ニュース

第139号

1985年 3月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112 口座 大阪3－48780

2号炉第22回公判

電力の調査データを住民の知恵で見抜く
「中央構造線は伊方原発の直下を通っている」

高松高裁判決のあとの最初の公判であるため、被告国側が何らかの動きに出るのではないか、とも予想されていた。しかし被告席には、ほとんどが新顔の国代理人たちが、いつものように「何もせんもん官」然として坐っているだけであった。

開廷後すぐ、原告席から近藤さんが立つ。また夜を徹して作られた住民の血のにじむような、それでいて、とても愉快な準備書面を疲れも知らぬ様子で陳述する。

前回に、「次回でやる」と予告した通り、今回の書面では、我が国最大の活断層、中央構造線の位置が真正面から取りあげられていた。被告国側の「伊方原発沖5～8キロメートル」との主張が、全くの絵空事であることが法廷で明らかにされていく。

近藤さんは最初に、「中央構造線は、二つの地質帯、つまり、北側の領家帯と南側の三波川帯の境界を意味する」との、万人が認めている事実を指摘する。ついで、その境界線が、伊方原発の沖でどうなっているのかを、四国電力の依頼を受けて中央電力研究所が行った音波探査のデータをもとにして、東から西へと追っていく。

近藤さんの手には、一枚の大きな図面があり、裁判長の前にも同じものが置かれている。それは原告の皆さんが協力して作ったものでコピーのため読みとるのも困難な音波探査の図面を、順につなぎ合わせたものである。その図面には色が塗られ、一目で地質帯の境界や、小断層の位置が分るようになっている。

近藤さんはその図面を示しながら、中央構造線が松山市の西の上灘で海中に没してからも、海岸から５００メートルの至近距離を、海岸に沿って走っていることを明らかにしていく。そして、中央構造線の位置が、堆積物で蔽われていて音波探査ではっきりしないことをいいことにして、国側が伊方原発沖の５～８キロメートルにある小断層を中央構造線だとしているデタラメを、その小断層が、実は、中央構造線の北側の領家帯の中にあるものだということを論証しながら、暴露する。

自信に満ちた近藤さんの声が法廷を圧し、裁判長も熱心に図面をのぞき込む。高松高裁の不当な結審によって残されたままの中央構造線の問題が、住民自身の知恵と努力で、見事に解き明かされていった。陳述はヒル近くまで続き、次回公判を５月２４日ときめ閉廷。

２号炉訴訟

原告準備書面

1984年10月5日提出（その３）

（前号第138号に続く）

(二) 幻の中央構造線

— 中央構造線の評価なしには審査は成立しない —

右明らかにしたごとく、被告らは過去および将来において、伊方近傍に発生する地震についてM六・七〜六・九と極端に過少に見積り、それに安全係数をかけた最大値としてM七・〇を採用した。そして震源深さも三十キロより深いと、根拠の薄弱な数値を採用して、伊方地点での最大加速度をいかにして低くするかに努力を傾け、耐震計数のゴマカシを強行した。しかもすでにみる通り、伊方地点から至近距離でM七・〇の伊予宇和島、伊予西部の各地震、そして南へ百六十キロの地点でもM八・四の土佐沖超巨大地震が発生しており、これらを正当に評価すれば右被告の採用したM七・〇がいかに低いものであり、右被告らの作り上げた最大加速度がいかに低い見積りであるかがわかるはずである。しかし被告らの行なった評価の誤りは、実のところこれまで明らかにしたものよりも、はるかに恐るべき誤りを行なっているのである。それが以下に明らかにする世界有数の大活断層、中央構造線に対する評価についてである。

(1) マグニチュード八以上の巨大地震が起こる

中央構造線は被告の認めるところによっても「中央構造線とは、西南日本をほぼ縦断する地質構造上の境界線(断層)であって」（被告準備書面(二)P２１）「西南日本外帯と内帯とに区分する中央構造線は、四国地方においては、四国山地をほぼ東西に縦断し、松山の南南西約二十キロの上灘から海中に没し、その向きを延長すると大分県の臼杵北方において再びその存在が推定されている」（乙三号証の二・Ｐ４８）とされているもので、長野西部地震の近くを通る糸魚川・静岡構造線（フォツサマグナ）の中央部、山梨県諏訪湖より分れて、延々八百キロを西南に走り九州熊本県西部の三角半島へ抜ける日本一はもちろん、世界でも指折りの大活断層のことである（甲十一号証ノ十）。また「中央構造線の右ずれの動きは、最近の三万年間の平均が千年につき一〇メートルに達するという。中央構造線沿いの地震としては、伊予灘周辺、紀伊ー大和地域のM＝七クラスのもので、構造線の中央部が動いた形跡はこの千年間全くない。もしこの部分が一挙に動くならばM＝八クラスの地震となるであろう……地震研究所の松田時彦教授は平均変位速度の大小によって、活断層にランクをつけた。平均変位速度が一〇〇〇年につき一〜一〇メートルのものをA、〇・一〜一メートルのものをB、〇・一メートル以下のものをCとする。Aクラスの活断層を考えても、わかっているのは平均速度が大きいというだけで、厳密には、つぎに動くときにどれだけ動くかはわからない。しかし平均速度が大きい方が大きく動くと考えた方がよさそうであるから、Aクラスの活断層には注意する必要がある。」（甲十一号証の十一、Ｐ１６６〜１６８）といわれるもので、中央構造がM八クラスの巨大地震を起こす可能性があることがはっきりとわかる。

しかも、同証拠中の図表で、中央構造線を「八百キロ、A級活断層」と断定した松田時彦氏は、先にも指摘した通り、本件二号炉審査の調査委員だったのである。証拠に使用した本は一九七四年、昭和四十九年十月発行であり、著者は当時東大地震研究所教授であり、松田調査員も同じ東大に属していたのであるから、文字通り旧知の仲（師弟？）であることは疑いない。とすれば、本件二号炉審査会が審査に入ったのは昭和五〇年六月であるので、右著作が発行され、松田論文が引用されたことを知っていることは間違いないのであり、もしその当時にすでに八百キロ説から変っていれば、当然にも訂正を要求したはずだが、それはなされていない。従って、一九七四年十月、すなわち伊方二号炉審査直前までは松田調査員は八百キロ説に立っていたことは明らかである。ところが、このわずか一年八カ月後の審査会報告書では、構造線の八百キロ活動性は寸断変更され、なぜか、本件二号炉周辺のみが活動性がないという結論に変っているのである。先に明らかにした大崎委員のデタラメぶりといい、松田調査員の中央構造線説といい、全くあきれるばかりのカメレオン的変化である。

しかし、右のような中央構造線隠しの必死の工作にもかかわらず、「在るもの」を「無い」とは遂に言いきれなかったのである。即ち、被告は「中央構造線は同半島上を通過していないことは明らか」、「海岸線付近をも通っていないと考えられる」、「たとえ中央構造線が敷地前面海域の比較的敷地に近い所を通っているにしても、それは右五〜八キロメートルの範囲であると推測され」（被告準備書面（二）Ｐ２０〜２３）と仮に被告準備書面通りであったとしても、本件二号炉よりわずか五キロの至近距離にあるであろうと認めるのである（傍点原告）。

被告の認める五キロ〜八キロという数字は極めて重大であるので強く強調する。原発より五キロ〜八キロという距離に中央構造線という大断層があった場合、当然地震発生を予測することになるが、被告らは理科年表の記録M七・〇から〇・二差し引いてM六・八と推定した伊予宇和島地震について、震央距離十四キロメートルを震央ゼロと評価したのであるから、自ら五キロ〜八キロと見なした中央構造線についても、当然、本件二号炉の直下、震央距離ゼロとして加速度評価せざるを得ないことになるのである。

原告が「であろう」と傍点を付したのは、すでに先の中央構造線の位置についての被告主張引用で明らかな通り、被告は中央構造線の位置について、実は何らの確証ある場所の言明を行っていないからである。松田調査員らが認めるごとく、日本最大のA級活断層である中央構造が本件二号炉の北側を通っているということは、疑いもなく明らかであるにもかかわらず、なんと被告らは、この大断層の確たる場所すら調査の中で全く明らかにしていないのである。被告らは、この大断層が上灘北方六キロの地点から途中で突然宙に消えて、また大分臼杵北方に忽然と降ってくるとでも考えているのであろうか。

(2) 中央構造線が宙を飛ぶ!?

被告らは、中央構造線が大断層であることは認めながら、原発至近にあるこの断層位置すら明確にしえないにもかかわらず、あたかも中央構造線については調査をし、知り

つくしたかのようによそおうのである。半島にもなく、敷地前面数百メートルにもなく、五キロ～八キロまでは乱れも断層らしきものもなく、では、この五キロ～八キロ間のが本当に中央構造線かといえば、結論として「上灘西方の海域においては、中央構造線の存在そのものを推測することが困難である」と言ってのけ、その後に、まだこの五キロ～八キロを持ち出して「パターンの乱れがみられるが、これは第三紀後に生成された堆積盆地（伊予灘層）の中及びその分布北端部に存在する断層もしくは地形変化による乱れであって」（同Ｐ５９）、これも中央構造線ではなくなってしまうのである。三ページ前に「中央構造線であろうと推定した」とあったのが、そうではなくなってしまったのである。まことに奇妙な調査であり、支離滅裂きわまれる調査結論であるが、とにかく、とどのつまりは中央構造線は消えてしまったのである。その後の被告準備書面でも「たとえ中央構造線が……範囲であると推測され」（被告準備書面（二）、Ｐ２２～２３）（傍点原告付記）と在るのかないのか、全くわけのわからない答弁となっているが、それは右のごとく、被告が依拠しようとした審査資料そのもののデタラメさに責任があるのである。

では、あるいはこれを読んだ人は、「それならその更に北にあるんじゃないか？」と考える向きもあるかもしれないが、そういうことにしてしまうと、上灘から西へ走った中央構造線は、なぜか本件二号炉の沖合だけ北側へコブの様に突き出て避けてう回し、そこから南側の臼杵めがけて急カーブをきらねばならないことになってしまうため、さすがの大崎委員も松田調査員も、そこまでは言いかねてしまい、しかし中央構造線が敷地近くに在ると言ってしまうと、後で示す通り活断層であることを否定しえないために、本件二号炉を含む原発の加速度評価がとてつもない大きな数字にハネ上り、耐震設計が困難になるため、いかにして文章的作為によって「在るものを在るように書きながら実は無いようにしてしまう。しかし、その作為は決して気づかれないように」と知恵をふりしぼったことがうかがわれるのであるが、結局のところ我々原告住民の目をゴマかすことはできない羽目となってしまったのである。

(3) 中央構造線は大活断層 ― 被告も否定しない伊方沖断層 ―

さて、右のごとく被告らは、中央構造線の位置すら明らかにしていないのであるが、にもかかわらず、自ら場所も知らない断層について、あれこれとその活動性を論じている。では被告は中央構造線、とりわけ伊予灘海域の中央構造線を活断層でないとしたか。もちろんしてないし、できないのである。

活断層の定義は「地球の年齢からみればごく新しい時代ー第四紀以後（最近）二百万年に活動した証拠のある断層」（甲十一号証の四、Ｐ１１８）であり、そして「いずれを活断層にするにしろ、将来も活動する可能性のある断層という点が重要です。活断層といっても、つねに活動しているのではなく、地震が発生するまでは、数百年も数千年も死んだようになっています。むしろ動いているのは活断層のまわりの地域です」（同右）となっている。

では、被告らの調査では、右の定義を否定しうる結果が出たであろうか。でていないのである。即ち、被告らは海底音波探査で「上灘西方六キロ以西の海域における三波川帯と洪積層との境界上について沖積層に乱れが認められない……少なくとも沖積層の堆積以後は活動していないといえる」（乙三号の二、Ｐ５０）ということが、まるで活断層でないかのように書いているが、被告が求釈明で答えたこの沖積層の年代は「一万八千年以降」（被告準備書面（七）、Ｐ４・八）であり、先の活断層の定義に照らせば全く何をいいたくて沖積層を引き合いに出してきたのか理解しがたいのである。また構造線かそうでないのか被告の調査では全くわけのわからない五キロ～八キロの乱パターンについても「少なくとも洪積世末期以後の活動は認められない」（同右、Ｐ５１、傍点原告）と、これまた先の活断層定義では完全に「活断層」となってしまうのである。被告はＰ４９で「敷地前面の沖合五キロ～八キロ ― 顕著な断層の存在を示すのでこれを中央構造線であろうと推定した」とし準備書面（二）でもこの結論を確認している。ところがそのすぐ後で中央構造線の存在そのものを推測することが困難と語っているが、少なくとも被告の実施した音波探査が意図的な作為がない限りは、唯一敷地前面で顕著な断層の存在を示す五キロ～八キロの地域は活断層であることは、被告調査で明確になっているのである。

最早、議論の余地はない。原告、被告双方とも本件二号炉北側前面に、被告は五キロ～八キロに中央構造線ありとし（少なくともこれ以外には被告主張の中には中央構造線の可能性があるものはないので、これを否定すれば、先に示したごとく宙に消えてしまうのである）、しかも、活断層であることを否定されていないのである。原告は後の書面で詳しく明らかにするが、同中央構造線は、二号炉真近北側数百メートルに在ると主張しているのであるが、仮に被告推定通りに五キロ～八キロであるとしても、先に示した通り、耐震設計評価の最大加速度を計算する際は、距離をゼロととることになるのであるから、この計算の際には被告、原告の断層の位置の違いは関係ないのである。

では被告は、右被告が認める通り、五キロ～八キロに活断層性を示す断層があり、これを中央構造線としながら（何度も強調するがこれを否定すれば、被告の音波探査資料によると伊予灘区間だけ構造線は宙を飛ぶことになる）、これを考慮した設計加速度を審査の際に行なったか？行なっていないのである。すでに明らかにした通り、被告は、伊方近傍で本件二号炉に最大の加速度をもたらす地震をＭ六・九とし、これに安全係数を上乗せした形でＭ七・〇を最大としたのである。だが敷地前面の、活断層を否定されなかった中央構造線がズレて地震が発生すればどうなるか。先に示した通り、少なくともマグニチュードＭ八クラスの巨大地震が発生するのである。被告は、これは石槌以東の場合と強弁するやもしれぬが、たとえその場合でも本件伊方二号炉敷地よりわずかに五〇キロ足らずの距離にしかならない。これを評価したのか。しないとすればなぜか。そしてやっているとすれば（やっていないが）これは全く審査となっていないことは明白である。

しかし、その上また、敷地前面の中央構造線は被告の主張調査によっても上灘西方六キロより九州臼杵までの間の活断層は全く否定されておらず、従って活断層であることにな

る。これを直線でとると約九十キロであり、断層が極端な一直線ではありえないことを考慮するなら、その長さは百キロを越していることになる。そして百キロを越える断層がズレれば、大崎委員も認める通り、M七・五～M八級の巨大地震が発生するのである（甲十号証ノ八、P８１）。しかも、この断層は地表面にあるのと同じであるため、震源深さもゼロとしなければならない。従って伊方二号炉の設計最大加速度の算定はMにしてM七・〇の三十二倍のM八、最大でM八・二程度は計算値とし、震源深さも三十キロメートルをゼロとし、震央距離をゼロとして行なわない限り現実に起りうる地震と地震動に対する安全をはかることはできないのである。従って右明らかにしたごとく、被告らの採用したM七・〇、震源深さ三〇キロなるものが、いかに非現実的で非合理かがわかるのである。

右遂一明らかにした通り、被告らの依拠した安全審査は、全く審査の呈をなしておらず、ただひたすらに、原発建設を前提として、その推進への形式的な手形としてのみその役割を荷負わされた結果、総べての審査項目について「安全である」という答えがあらかじめ用意され、後はその答につながる形式的調査でもって粉飾したものにすぎないものであることが、白日の下にさらけだされたのである。いずれの調査内容と結論も、とうてい科学的・合理的な判断でなされたものではなかったのである。

よって、誤った審査結論をもとにして被告が成した本件二号炉の設置許可は誤りであり、取り消されねばならない。

㈢　釈明を要する事項について

右明らかにした点について更に不明な事項があるので釈明を求める。

(1)　乙第二号証一、六ー五ー一中の激震・裂震・強震について、各震度についての正確な回数、及び各地震の発生年月日、発生地、マグニチュードを特定して示せ。

(2)　被告準備書面（二）の第一図における伊方地点より半径二百キロの円は何を根拠に描いたものか理由を示せ。

(3)　二図で二百キロ以遠のM八以上の地震を含まず、また審査に考慮しなかった理由を示せ。

(4)　二図で使用したMの分類法は何にもとづいたのか。その分類法の提唱者、論文名、出典を示せ。

(5)　本件二号炉の審査を担当した大崎元委員が、最近の著作「地震と建築」中において伊方審査に使用したMと異なるM（理科年表と同じM）を使用した理由を示せ。

(6)　最大加速度の使用条件であるAタイプ震源深三十キロのデーターに使用した一九二七年から一九六九年までの地震数と、各地震の発生年月日、発生地（東経・北緯で詳細明示すること）、震源深さ、マグニチュードをそれぞれ示せ。

(7)　また一九五一年から一九六九年までに使用した地震数も示せ。

(8)　右地震を選定する範囲を伊方地点より東で六十キロ、西で三十キロ、南北で七十キロしかとらなくてもデーターとして耐えうるとした合理的根拠を示せ。

(9)　特に、東西方向に長く範囲をとらなかったのかを根拠を示して説明せよ。

(10)　Aタイプの最大加速度値百八十六ガルに上乗せした十四ガルはいかなる科学的根拠にもとづいたものか明らかにせよ。

(11)　同じBタイプで四ガルを上乗せしたその数値の科学的根拠を示せ。

(12)　被告も認めている中央構造線の桜樹より東の活動的部分がズレればMはいくらになると検討したか。Mで示せ。

(13)　本件二号炉北側前面に中央構造線があること、それと推定した部分が活動的であることを認めながら、最大加速度の評価に考慮しなかった理由を示せ。

(14)　右断層を含め、伊方沖の中央構造線が活動すればM七・五～八以上の巨大地震となるが、その際、M八・〇、震源深さ・震央距離をゼロとすること二号炉敷地地盤での最大加速度値はいくらになるかを示せ。

(15)　右M七・五で深さ・震央距離ともゼロの場合の最大加速度を示せ。

(16)　(14)のM七・〇で深さ・震央距離ともゼロとして最大加速度を示せ。

控訴審判決批判(2)

外道にも劣る裁判

西国寺秋重（２号炉訴訟原告）

原告住民の敗訴が報じられると、福田町長はニヤニヤはしゃいでいたというが、いくら考えが違うとはいえ、自分の所の町民が、沈痛な思いに堪えているのに、よくもまあ嬉しがっていられるものだと思う。

さて宮本裁判長は、五八年三月四日、被告国側の圧力に屈し、審理を打切ってしまった。その時から原告住民は、不吉な予感がしてならなかったが、いま現実のものとなった。それにしても、言論が謳歌され、情報が氾濫している現代、言いたい事も言わせてもらえない等、あってよいものだろうか。だから、伊方原発が極めて危険だという、原告住民の意見も十分訊かず、判決をするのだから、どのような結果になろうとも、公正な原発裁判を求めるのが先づ先決であると、一号、二号のこれからの裁判を案じ、公正な裁判を求める運動が燃え上ったのである。

もうそのことだけをみても「げどう」にも劣る裁判だと言われても仕方があるまい。

まだ判決内容を詳しく知らないので、その全部を批判できないが、周辺住民の意思を訊かなかった不当性を、原告住民につかれた事に関し、あれ程の反対があったことは言わず、「かねてより地元から四国電力へ強い要望があり…」又、町議会や県議会が誘置決議をしたこと、町や県の首脳が陳情したこと等をあげて、住民の意思に代るものの如く言っているが、これらが住民の意思とどう関係するのだろうか。安全性についてロクな知識ももたず、なかには四国電力から金品さえ受取った者さえいると言われているのに。地元住民の運命を左右するような重大なことを、付託も受けていないのに誰に頼まれて決議したのだろうか、もしその決議や行為が住民の意思に代る効力を有するとしたら、職権乱用の最たるものである。

そんなことより、知事も町長も反対住民には会いもせず、意見も訊かず、公的施設も貸与せず、地元住民の教育啓蒙の機会を奪った事こそ、その責任を追及されるべきである。

又、原発問題は難かしいから、専門家でない裁判官が裁くのは無理で、専門家のいる行政へ委すべきという、所謂、自由裁量を認めた点である。そこで専門家必ずしも尊くて、信ずるに足るかと言いたいのである。はじめ